

ふれ愛丸山荘入所申込のご案内

1. ご利用できる方

- (1) 介護認定で要介護3～5の認定を受けている方
- (2) 専門的な医療行為や病院の入院が必要のない方（詳しくは生活相談員にご確認ください。）

2. お申し込みについて

- 申し込み必要書類を窓口へ直接お持ちいただくか、郵便にてお申し込み下さい。
- 記入漏れ、書類不備のないように、ご確認をお願いします
- 要介護度に変更がありましたら、ご連絡をお願いします。
- 入所の緊急性が高い方より入所選考を行います。
- お申し込み後、他施設等に入所の場合、事情によりキャンセルされる場合は、ご連絡をお願いします。

3. 必要書類

- 1. 特別養護老人ホーム 入所申込書兼台帳（標準様式1）
- 2. 特別養護老人ホーム 入所選考調査票（標準様式2）
- 3. 介護保険認定調査票の写し
- 4. 直近3か月分のサービス利用票及びサービス利用票別表の写し（在宅サービス利用の方）
- 5. 介護保険被保険者証の写し
- 6. 介護保険負担割合証の写し
- 7. 介護保険負担限度額認定書の写し（お持ちの方のみ）

1. 特別養護老人ホーム 入所申込書兼台帳（標準様式1）

入所希望のご本人もしくはご家族等でご記入ください。

2. 特別養護老人ホーム 入所選考調査票（標準様式2）

居宅介護支援事業所の担当ケアマネージャー等に記入して頂いてください。現在、介護老人保健施設等に入所中の方は、入所施設のケアマネージャー等に記入して頂いてください。病院に入院中の方は、相談員、看護師長等、ご本人の状況をよくご存知の方に記入のご依頼をお願い致します。

3. 介護保険認定調査票の写し

お持ちでない場合は、担当のケアマネージャー様にご確認下さい。

4. 直近3か月分のサービス利用票及びサービス利用票別表の写し

在宅サービス（デイサービス、ショートステイ等）をご利用されている方はご用意ください。

大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考指針

1 趣旨及び目的

この指針は、国の省令改正等（参考参照）に基づき、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）（以下「施設」という。）における入所選考に関する基準を明示することにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設における入所選考の合理的かつ円滑な実施に資するため、大阪府、府内の保険者である市町村・広域連合及び大阪府社会福祉協議会老人施設部会の協議内容を踏まえ、大阪市及び大阪市老人福祉施設連盟が協議し、優先入所に関する指針として共同で策定するものである。

2 入所の対象となる者

入所の対象となる者は、要介護3以上と認定された者のうち、居宅において日常生活を営むことが困難な者とする。ただし、要介護1又は2の者のうち、次に掲げるいずれかの場合で、施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、介護保険者市区町村（以下「介護保険者」という。）の適切な関与の下、施設ごとに設置している入所選考委員会を経て、特例的に入所を認めることとする。

（特例入所の要件）

- ・認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ・家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ・単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である、若しくは育児、就労等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

3 入所の申込み

（1）申込方法

入所の申込みは、「大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所申込書兼台帳（様式1）（以下「入所申込書」という。）」及び原則として居宅介護支援事業者、施設等のケアマネジャー等（以下「ケアマネジャー等」という。）の意見を付した「大阪市指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等入所選考調査票（様式2）（以下「入所選考調査票」という。）」により、本人又は家族等から施設に対して行うこととし、要介護1又は2の場合には、特例入所対象者に該当する旨の申立て及び施設以外での生活が著しく困難な理由を、入所申込書及び入所選考調査票に付記する。その際ケアマネジャー等は、申込みに際して必要な援助を行うものとする。

また、施設は、本人又は家族等から特例入所の要件に該当している旨の申

立てがある場合には、入所申込みを受け付けない取扱いとは認めないこととする。

(注 なお、特例入所の要件に該当している旨の申立てがない者からの入所申込みに関する取扱いについては、各施設に委ねることとする。)

(2) 添付資料

施設への申込みに当っては、介護保険被保険者証(写)、要介護認定調査票の基本調査(写)、直近3か月分のサービス利用票(写)、サービス利用票別表(写)を添付した上で行うものとする。

(3) 受付簿の管理

施設が申込書(特例入所を含む)を受理した場合は、受付簿にその内容を記載して管理するものとする。また、辞退や除外等の事由が生じた場合は、その内容を記録するものとする。

(4) 特例入所

ア 入所申込者の報告

施設が要介護1又は2の申込書を受理した場合は、「要介護1又は2の入所申込者について(報告)(様式3)」により、介護保険者に報告を行う。

ただし、特養入所待機者管理システムにより報告を行う場合はこの限りではない。

イ 意見を求める

施設は直近の入所選考委員会での選考対象となる場合は、特例入所対象者に該当するか否かを判断するため、「要介護1又は2の入所申込者について(報告)(様式3)」により、特例入所対象者の介護保険者へ意見を求める。

ウ 意見の表明

介護保険者は施設から意見を求められるに問わず、「意見書(特例入所要件)(様式4)」により、適宜意見を表明することができる。

4 入所選考委員会

(1) 施設は、入所の選考に係る事務を行うため、合議制の委員会(以下「入所選考委員会」という。)を設置するものとする。

(2) 入所選考委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等で構成する。なお、入所選考委員会には施設以外の第三者(地域の代表として選任されている当該施設を運営する社会福祉法人の評議員や福祉サービスに関する苦情解決の仕組みにおいて選任することとされている第三者委員等)が参加することが望ましい。

(3) 施設は入所選考委員会において特例入所対象者の選考を行うとき、入所の必要性の高さを判断するため、介護の必要の程度(要介護度)や家族の状況が不明な場合、必要に応じて介護保険者に対して「介護の必要の程度等の情報提供対象者について(依頼)(様式5)」により、意見を求めることができる。また、介護保険者は施設に対し「意見書(情報提供)(様式6)」により、適宜意見を表明することができる。

(4) 入所選考委員会は、施設長が招集し、毎月1回程度開催するものとする。

- (5) 入所選考委員会は、入所選考者名簿（以下「選考者名簿」という。）を調製するとともに、これに基づき入所順位の決定を行うものとする。
- (6) 施設は、入所選考委員会を開催したときは、その協議の内容（介護保険者の意見を含む）を記録し、これを5年間保存するものとする。
- (7) 施設は、介護保険者及び大阪府から求めがあったときは、上記の記録を提出するものとする。
- (8) 施設は、介護保険者の意見と異なり特例入所対象者に該当すると思われる者を入所させる場合は、「入所要件報告書(特例入所要件)（様式7）」により介護保険者に報告を行うこと。

5 選考者名簿の調製

(1) 調製方法

選考者名簿は、入所申込者に対して、別表に定める基本的評価基準による評価と個別的評価事項を総合的に勘案し、上位の者から登載する。

【基本的評価基準】

- ① 要介護度
- ② 世帯の状況
- ③ 在宅サービスの利用率
- ④ 地域性による評価

【個別的評価事項】

施設は、基本的評価基準項目以外で、緊急性、性別、ベッドの特性、施設の専門性、遠隔地の利用者を親族の居住地附近の施設に入所させる場合の配慮、家族の介護量や経済的事由により在宅サービスの利用度が低位な者に対する配慮、その他特別に配慮しなければならない個別の事情などの、個別的に評価する事項について独自に評価方法を設定し、評価するものとする。

(2) 調製時期

選考者名簿は、入所選考委員会を開催するごとに調製する。

6 特別な事由による入所

次に掲げるいずれかの場合は、施設長は、入所選考委員会の審議によらず申込者の入所を決定することができる。その場合において、施設長は、事後の当該委員会で報告をするものとする。

- (1) 災害や事件・事故等により緊急に入所が必要と認められ、かつ、入所選考委員会を招集する余裕がない場合
- (2) 老人福祉法（昭和38年 法律第133号）第11条に規定する措置委託を行う場合
- (3) 特例入所制度（厚生大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定の方法の一部改正について（平成12年11月21日付け厚生省老人保健福祉局振興課長・老人保健課長通知）第1に規定する特例利用をいう。）の運用をする場合
- (4) 大阪市緊急入所判定委員会からの斡旋があった場合

7 その他の取扱い

(1) 既入所申込者の取扱い

施設は、大阪市と協力し、本指針の施行の際、既に各施設へ入所の申込みをしている者に対して、本指針の周知及び再入所の申込みを行うことを勧奨するとともに、要介護1又は2の者については、特例入所対象者に該当するか否かの確認を既入所申込者へ行うものとする。

また、施設は直近の入所選考委員会での選考対象となる場合は、特例入所対象者に該当するか否かを判断するため、特例入所対象者の介護保険者へ意見を求める。

(2) 辞退者の取扱い

入所に際して入所意思の再確認をしたにもかかわらず、申込者の都合により一時辞退があった場合は、受付簿から除外することができる。

(3) 施設入所者等の取扱い

他の介護保険施設又は病院等に入所（入院）している者で、当該施設から退所（退院）を求められているもののうち、在宅復帰が極度に困難な者については、次に掲げる方法のいずれかにより入所選考委員会の審議を経て入所の順位を決定することができる。

ア 選考者名簿の調製に当っては、基本的評価基準による評価を行う際の当該者の在宅サービス利用率については、40%以上60%未満に該当するとみなして評価を行うが、それ以外の評価事項については、他の申込者と同様に取扱うこと。ただし、入所（入院）直前の在宅サービス利用率が60%以上の場合には、その率に該当するものとして評価すること。

イ 施設が独自に適切な基準を設ける場合は、それにより評価すること。この場合において、選考者名簿の上位登載者と比較考量して、バランスを欠くことのないよう、入所の必要性及び優先性について慎重に審査し、その認定理由を記録すること。

(4) 入所申込者への対応

施設は、入所申込者のうち入所できない者に対して、必要に応じて本人の意向に沿った在宅の介護サービスや、他の施設サービスを受けることのできるよう関係機関との調整に努めること。

8 適正運用

(1) 大阪市は、本指針を公表するとともに、本指針の適正な運用について、施設に対し必要な助言を行うものとする。

(2) 施設は、本指針に基づき適正に入所の選考・決定を行うものとする。

(3) 施設は、入所希望者等関係者に対して、本指針の内容について適切な説明をするものとする。

(4) 施設は、必要に応じて入所選考に係る説明又は資料の開示を行う場合に、適切な対応ができるよう、予め責任者や窓口を明確にしておくとともに個人のプライバシー等個人情報の取扱いについて細心の注意を払い、そ

の保護に当るものとする。

- (5) 施設の職員及び入所選考委員会の第三者の委員は、業務上知り得た入所希望者やその家族に関する個人情報等を他に漏らしてはならない。また、施設を退職した後及び委員を退任した後も同様とする。
- (6) 入所申込をする高齢者の人権尊重の視点に立って適切に運用するものとする。

附 則

- (1) 本指針は、平成15年 3月 1日から施行する。
- (2) 施設における、本指針に基づく入所決定の運用は、平成15年6月1日から開始する。
- (3) 本指針は、指針の運用に重大な支障がある等、見直す必要が生じた場合は、随時、見直すこととし、その間であっても指針の運用に重大な支障があり、かつ、直ちに見直す必要が生じた場合は、随時、見直すこととする。見直しに当っては本指針を共同策定した二者で協議するものとする。

附 則

この改正は平成15年10月31日から施行する。

附 則

- (1) 本指針は、平成27年2月27日から施行する。
- (2) 施設における、本指針に基づく入所決定の運用は、平成27年4月1日から開始する。

附 則

この改正は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この改正は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和5年4月1日から施行する。

参 考

- ・ 大阪市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大阪市条例第28号）
- ・ 「大阪市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成25年大阪市条例第27号）
- ・ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第39号）
- ・ 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第34号）
- ・ 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成12年3月17日老企第43号）
- ・ 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）
- ・ 「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」（平成26年12月12日老高発1212第1号 厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）

- ・「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」(平成26年12月12日老高発1212第1号(厚生労働省老健局高齢者支援課長通知)の一部改正について(平成29年3月29日老高発0329第1号(厚生労働省老健局高齢者支援課長通知))

別表 基本的評価基準

施設入所者等の在宅サービスの みなし利用率 ※2					25		
在宅サービス利用率 ※1			80%以上	60%以上 80%未満	40%以上 60%未満	20%以上 40%未満	20%未満
本人の状況・世帯の状況		評価点	35	30	25	20	15
要介護5	単身世帯	60	95	90	85	80	75
	高齢者のみ世帯で介護者が 要支援以上の世帯	55	90	85	80	75	70
	介護者はいるが、高齢、病弱、育 児、就労等により介護できない世帯	55	90	85	80	75	70
	その他の世帯	50	85	80	75	70	65
要介護4	単身世帯	50	85	80	75	70	65
	高齢者のみ世帯で介護者が 要支援以上の世帯	45	80	75	70	65	60
	介護者はいるが、高齢、病弱、育 児、就労等により介護できない世帯	45	80	75	70	65	60
	その他の世帯	40	75	70	65	60	55
要介護3	単身世帯	40	75	70	65	60	55
	高齢者のみ世帯で介護者が 要支援以上の世帯	35	70	65	60	55	50
	介護者はいるが、高齢、病弱、育 児、就労等により介護できない世帯	35	70	65	60	55	50
	その他の世帯	30	65	60	55	50	45
要介護2 (特例入 所対象 者)	単身世帯	30	65	60	55	50	45
	高齢者のみ世帯で介護者が 要支援以上の世帯	25	60	55	50	45	40
	介護者はいるが、高齢、病弱、育 児、就労等により支援が期待できない世帯	25	60	55	50	45	40
	その他の世帯	20	55	50	45	40	35
要介護1 (特例入 所対象 者)	単身世帯	20	55	50	45	40	35
	高齢者のみ世帯で介護者が 要支援以上の世帯	15	50	45	40	35	30
	介護者はいるが、高齢、病弱、育 児、就労等により支援が期待できない世帯	15	50	45	40	35	30
	その他の世帯	10	45	40	35	30	25

※1 在宅サービスの利用率

サービス利用票別表に基づく支給限度基準額とサービス利用額の単位の割合。

【算定の対象となるサービス】

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション
短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス
短期利用の認知症対応型共同生活介護、短期利用の地域密着型特定施設入居者生活介護

※2 病院入院・施設入所者で在宅復帰が極度に困難な場合

病院又は他の介護保険施設に入院・入所している人で、退院・退所を求められているが、
在宅復帰が極度に困難な場合は、評価点を25点とする。

※3 地域性による評価

上記の評価点に、入所申込者の居住地により、次の点数を加算する。

- ・大阪市内 5点
- ・隣接市町村 3点

(隣接市町村：豊中市・吹田市・摂津市・守口市・門真市・大東市・東大阪市・八尾市・松原市・堺市・尼崎市)

* 今後、郵送物などはこの連絡先にお送りさせていただきます。

申込者連絡先 (家族等代理の方の場合)	氏名:	続柄	申込日	年	月	日
	〒	-	受付日	年	月	日
	住所:		受付番号		担当者名	
			法人名			
			施設名			
	電話:		保険者への報告	不要 ・ 要	報告日	年 月 日

指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等に入所したいので、次のとおり申し込みます。

本人の状況	(フリガナ)		性別				
	氏名		男・女	保険者(番号)			
	生年月日	明・大・昭 年 月 日 (歳)	要介護認定期間	年 月 日から 年 月 日まで	※未申請の方は記入してください 年 月 日		
	要介護度	1・2・3・4・5 ↓ 要介護1又は2の方が入所するためには、下記のいずれかに該当することが必要です。 ご自身の判断で該当すると思われる項目に印をつけてください。 ☐ 認知症があり、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 ☐ 知的障がい・精神障がい等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 ☐ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。 ☐ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である、若しくは育児、就労等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。					
	障がいの程度	☐ 療育手帳あり (☐ A1 ☐ A2 ☐ B1 ☐ B2) ☐ 精神障がい者保健福祉手帳あり (☐ 1級 ☐ 2級 ☐ 3級)					
	自宅住所	〒	-	電話番号	市外局番 ()		
	現況	☐ 自宅で一人暮らし ☐ 高齢者のみの世帯 ☐ 自宅で家族と暮らしている ☐ 他の施設や病院に入っている 「特養などの施設や病院に入っている方」は記入してください。 ◇ 施設名又は病院名: _____ ◇ 所在地(市区名のみ) _____ ◇ 入所又は入院期間: _____ 年 月 から入所・入院している					
	入所を希望する理由(該当するものすべてを選んでください。)	☐ 介護する者がいないため。 ☐ 介護する者が「高齢」、「障がい」、「疾病」等により十分な介護が困難なため。 ☐ 介護する者が育児をしていることから、十分な介護が困難なため。 ☐ 介護する者が就労していることから、(昼間独居となり常時の)十分な介護が困難なため。 ☐ 介護する者の身体的・精神的負担が大きき十分な介護が困難なため。 ☐ 介護する者が遠方で距離的に負担が大きき十分な介護が困難なため。 ☐ 居住環境の事情により十分な介護が困難なため。 ☐ 施設や病院等から退所を求められているが、自宅での介護が困難なため。 ☐ 介護保険の居宅サービス給付の区分支給額を超えており、経済的負担が大きいため ☐ その他()					
	本人の入所意向	☐ 入所を希望している ☐ 迷っている ☐ 拒否してる ☐ 知らせていない ☐ 認知力低下により理解困難					
	在宅介護継続期間	年	か月	居宅サービスの利用の有無	☐ 有 (下記「申込日前月に利用中のサービス」についても記入してください) ☐ 無		
	申込日前月に利用中のサービス(月分)	訪問介護	回/月	訪問入浴	回/月	訪問看護	回/月
		訪問リハ	回/月	居宅療養管理指導	回/月	通所介護	回/月
		通所リハ	回/月	福祉用具貸与	品目	短期入所生活介護	日/月
		短期入所療養介護	日/月				
	入所希望時期	☐ 早期希望(1～3か月以内) ☐ 6か月以内 ☐ 1年以内 ☐ 1年以上()年以内					
利用している居宅介護支援事業者名	電話: ()	担当ケアマネジャー氏名					

本人の状況	医療の状況	☐ 経管栄養 ☐ 胃ろう ☐ 酸素療法 ☐ インシュリン自己注射 ☐ ストーマ(人工肛門)処置 ☐ カテーテル ☐ 中心静脈栄養 ☐ その他() 現在治療中の病名 _____ 受診している医療機関名 _____ 【特記事項】 _____
	他施設への申込状況	☐ 当該施設のみ申し込む。 ☐ 他の施設も申し込んでいる、又は今後他の施設も申し込む予定。 ◇ 既に申し込んでいる他の施設名 () () () ◇ 今後申し込む予定の他の施設名 () () () ◇ 特養待機期間(他施設も含む) _____ 年 _____ か月

主たる介護者の状況	家族構成	☐ 親 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 孫 ☐ その他()計 _____ 人				
	(フリガナ)		性別	年齢	本人との関係	続柄() ☐ 同居 ☐ 別居 住所 電話番号 _____ 市外局番 _____ ()
	主たる介護者氏名		男・女	満歳		
	意見等(介護しているうえで困っていることなど)	(注: 身体的状況(健康状態)や仕事の有無(週の勤務日数及び時間)などを記入してください)				
	同居以外の親族や援助者の有無	☐ 子 ☐ 兄弟・親戚等 ☐ 親族はいないが援助者有 ☐ 親族・援助者無				

同意書	入所の申込に当たり、その手続きについて説明を受けました。 また、介護保険サービス事業に関する次の事項について同意します。 ・本施設が介護保険者(市区町村)に対し、本申込書の内容及び施設入所選考に必要な情報を提供すること。 ・介護保険者(市区町村)が施設入所選考に係る意見を述べるにあたり、関係する機関又は団体から必要な情報を取得すること。 ・介護保険者(市区町村)が介護保険サービスの提供に際して、必要な情報を関係する機関又は団体及び介護サービス事業者(本施設を含む)に提供すること。 ・介護保険者(市区町村)が本施設に対し、本申込書の内容のうち、住所、要介護度、介護保険被保険者資格について変更があった場合、その他、入所選考に係る情報を提供すること。		
	年 月 日	入所希望者	氏名: _____
		家族等代理の方	氏名: _____
		主たる介護者の方	氏名: _____

注1 「認定調査票(基本調査)」・「介護保険被保険者証」・「直近3か月分のサービス利用票及び別表」の写しを添付してください。

注2 介護度などの要件や他施設へ入所されるなどの状況に変化があった場合は、すぐに施設へお知らせください。

注3 必要に応じて申込後の状況について、施設から確認や連絡をすることがあります。

注4 入所希望時期については、入所決定に際して、なんら影響を与えるものではありませんので、ありのままご記入ください。

大阪市指定介護老人福祉施設〔特別養護老人ホーム〕等入所選考調査票

表

入所申込者(本人)氏名		被保険者番号									
受付番号		保険者(番号)									

ケ ア マ ネ ジ ャ ー 記 入 欄	居宅介護支援事業者等名称				連絡先電話番号		()		
	担当ケアマネジャー等氏名				職 種				
	要介護度	世帯の状況		在宅サービスの利用率		地域性		合計	
	1・2・3・4・5	☐ 単身世帯 ☐ 高齢者のみで介護者が要支援以上の世帯 ☐ 介護者はいるが高齢、病弱、育児、就労等により介護ができない世帯 ☐ その他の世帯		% ☐ 未利用 ☐ 入院・入所中		☐ 大阪市内 ☐ 隣接市			
		点		点		点			点
	年 月 日 意 見 欄	本人の心身の状況	認知症の状況 ☐ 無 ☐ 有 ☐ 常時の介護や見守りが必要である ☐ 認知症を原因とする昼夜逆転・徘徊等の問題行動があり、介護者の日常生活に支障がある ☐ 寝たきりにより食事・排せつ・入浴等日常生活全般を通じ介護が必要である ☐ 多少の一部介助や見守りを必要とする ☐ ほとんど自立による日常生活が可能である ☐ その他()						
		世帯の状況	☐ 介護者が全くいない ☐ 介護者はいるが他に介護や育児が必要な者がいる ☐ 介護者はいるが十分な介護が困難(高齢・障がい・疾病・育児・就労・その他: ☐ 介護者が遠隔地にいる ☐ 介護者が近隣にいる ☐ 同居の介護者がいる(人) ☐ その他()						
		在宅生活継続の可能性	☐ 極めて困難 ☐ 在宅サービスを利用しても在宅生活に支障がある ☐ 検討の余地あり ☐ 在宅サービスの利用により在宅生活の継続が期待できる ☐ その他()						
		在宅生活に支障のある状況	☐ 近くに在宅サービス事業者がなくその利用が困難 ☐ 十分なケア(ナイトケア等)が受けられない ☐ 病院等の入所者で帰る家がない ☐ 介護保険の利用限度額を超えて在宅サービスを自費負担しているなど経済的理由 ☐ その他()						
住環境		☐ 居住環境の事情により十分な介護が困難(住居が狭いなど) ☐ 在宅サービスの利用に必要な住環境に支障がある ☐ 施設や病院から退所を求められている ☐ その他()							
参考事項		家族の負担感 ☐ 介護疲れがひどい ☐ 在宅サービスを利用しているが介護疲れがある ☐ 在宅サービスの利用にて順調 ☐ 在宅サービスの利用はないが順調 ☐ 殆ど関わっていない 意思疎通 ☐ 慣れた人でも意思疎通は困難 ☐ 家族など慣れた人なら問題ない ☐ 特に問題ない 入所についての本人の意思 ☐ 強く拒否している ☐ 拒否傾向 ☐ 意思疎通が困難 ☐ 希望はしていないが同意している ☐ 同意している ☐ 強く望んでいる							
特事項	要介護1・2は特例入所要件の情報も記載してください。								

施設名		入所申込書受付日	年 月 日
施設受付番号		入所日	年 月 日
保険者への報告 (特例入所)	年 月 日	保険者 への意見	特例要件 要介護度等
			年 月 日

施設記入欄	年 月 日 記入日	医療の必要性	
		同居以外の親族や援護者の有無	
		在宅介護の可能性・介護者の事情	
		家族の介護負担感	
		住環境の状況	
		その他	

施設記入欄	年 月 日 記入日	要介護度	介護者の有無	在宅サービスの利用率	地域性	合計
		1・2・3・4・5	☐ 単身世帯 ☐ 高齢者のみで介護者が要支援以上の世帯 ☐ 介護者はいるが高齢、病弱、育児、就労等により介護ができない世帯 ☐ その他の世帯	%	☐ 大阪市内 ☐ 隣接市	
				☐ 未利用 ☐ 入院・入所中		
		点	点	点	点	
		【評価すべき個別的事項等】				
施設記入欄	年 月 日 記入日	要介護度	介護者の有無	在宅サービスの利用率	地域性	合計
		1・2・3・4・5	☐ 単身世帯 ☐ 高齢者のみで介護者が要支援以上の世帯 ☐ 介護者はいるが高齢、病弱、育児、就労等により介護ができない世帯 ☐ その他の世帯	%	☐ 大阪市内 ☐ 隣接市	
				☐ 未利用 ☐ 入院・入所中		
		点	点	点	点	
		【評価すべき個別的事項等】				